

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	西島 晋作
登録番号又は法人番号	08270731
所属する単位会	京都府行政書士会
事務所名称	西島行政書士法務事務所
事務所所在地	京都府京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町403番地
処分年月日	平成30年6月5日
処分内容（種類）	廃業勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止含む。）
上記処分をした理由	<p>西島晋作会員は、平成29年度後期会費について再三に亘って催告を受けるが納入せず、また、平成30年3月5日の綱紀委員会への出頭要請にも応じず、現在も滞納状態が続いている。</p> <p>本会は、会則第13条で会員に会費の納入義務を、また、同第15条第4項で綱紀委員会開催後、なお3か月以内に会費の納入がない場合は、会員として業務を継続して行う意思がないものとみなして廃業の勧告を行うと定めており、今回、この規定に基づき廃業することを勧告する。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第13条 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。</p> <p>京都府行政書士会会則第15条第3項 前項の規定により催告を行っても、なお、定められた期限までに会費の納入が行われない場合には、綱紀委員会を開催し、その者から会員として業務を継続して行う意思の有無を確認のうえ、その意思がないと認められる者に対しては、次項に掲げる廃業の勧告等を行うものとする。</p> <p>4 前項の規定による綱紀委員会の開催後、なお3か月以内に会費の納入がない場合には、会員として業務を継続して行う意思がないものとみなして、以下の勧告を行うものとする。</p> <p>(1) 個人会員に対しては廃業の勧告 (以下略)</p>